

お茶の水女子大学学報

第16号

お茶の水女子大学庶務課発行

目次

学内規程	1
人事	5
学事	6
通知	7
日誌(抄)	8
雑報	9

学内規程

○お茶の水女子大学学則の一部改正

お茶の水女子大学学則の一部を次のように改正する。

才7節中「私学研修員」を「私学研修員、公立大学研修員、受託研究員」に改める。

才45条中「ならびに私学研修員」を削る。

才45条の次に、次の2条を加える。

才45条の2 私立学校または公立大学の教職員について、所定の手続きを経て研修員の申し出があるときは、選考の上私学研修員または公立大学研修員として受入れを許可することがある。

才45条の3 民間会社等から現職技術者が特定事項に関する研究に従事することについて委託受入の申込があるときは、選考の上受託研究員として受入れを許可することがある。

才47条中「私学研修員」を「私学研修員、公立大学研修員、受託研究員」に改める。

附則

この改正は、昭和39年12月23日から施行する。

○お茶の水女子大学私学研修員および公立大学研修員規程の制定

お茶の水女子大学私学研修員および公立大学研修員規程を次のように制定する。

お茶の水女子大学私学研修員

および公立大学研修員規程

(昭和39年12月評議会決定)

才1条 お茶の水女子大学学則才45条の2および才47条ならびに私学研修員および公立大学研修員受入実施要項(昭和39年5月1日文部省大学学術局長決裁)才8項に基づき、私立学校または公立大学の教職員を私学研修員または公立大学研修員(以下「研修員」という。)として本学に受入れられる場合の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(資格)

才2条 研修員の資格は、原則として私立学校または公立大学の専任の教職員とする。

(受入承認)

才3条 研修員の受入れは、私学の場合は、私学研修福祉会の申し出に基づき、公立大学の場合は大学長の申し出に基づき、当該学部教授会において選考の上、学長がこれを承認する。

(受入報告)

才4条 学長は、研修員の受入れを承認したときは、別記様式により文部省大学

学術局長に報告するものとする。

(受入時期)

才 5 条 研修員の受入れの時期は4月または10月とする。

(提出書類)

才 6 条 研修員を志願する者は次の書類を学部事務部に提出するものとする。

1. 願 書
2. 履歴書
3. 健康診断書

(研究方法)

才 7 条 研修員は指導教官の指導のもとに、研究題目を定めて、研究に従事し、指導教官が必要と認めた場合は、講義、実験等に参加または施設を利用することができる。

(研究期間)

才 8 条 研修員の研究期間は、4月受入れの研修員は、研究期間1か年を原則とし、特別の事情ある場合は6か月または3か月に短縮することができる。

10月受入れの研修員は、研究期間は6か月または3か月とする。

(研究料)

才 9 条 研修員の研究料は次のとおりとし、6か月分(研究期間3か月のものは3か月分)ごとに前納するものとする。

	月 額
実 験 (臨床を含む。)	6,000円
非 実 験	2,400円

納入の時期は次のとおりとし、既納の研究料は返さない。

研修員 の別	区分	才 1 回	才 2 回
	4月受入 の研修員	受入承認の日 から20日以内	
10月受入 の研修員	同 上		

才 1 0 条 研修員に対しては、希望により研究証明書を交付することができる。但し単位の認定は行わない。

才 1 1 条 この規程の改廃は評議会が行う。

附 則

1. この規程は昭和39年12月23日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。
2. 私学研修員規程(昭和33年4月1日適用)は廃止する。
3. この規程施行の際現に受入中の研修員についてはこの規程による研修員とみなす。

(別記様式略)

○お茶の水女子大学受託研究員規程の制定

お茶の水女子大学受託研究員規程を次のように制定する。

お茶の水女子大学受託研究員規程

(昭和39年12月評議会決定)

才 1 条 この規程は、お茶の水女子大学学則才4.5条の3および才47条ならびに文部省受託研究員実施要項(昭和39年3月3日文大技才1.2号「受託研究員について」別紙)に基づき、民間会社等からの委託申込に応じ本学に受託研究員(以下「研究員」という。)として受入れられる現職技術者について必要な事項を定めることを目的とする。

(資 格)

才 2 条 研究員として受入れることのできる者は、大学を卒業した者または本学がこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(受入申込)

才 3 条 研究員を委託しようとする民間会社等の長は申込書(別表1)に推せん書、本人の履歴書および健康診断書を添え、学長に願出するものとする。

(受入許可)

才 4 条 前条による願出があったときは、本学の教育および研究に支障のない限り、当該学部教授会の議を経て、学長がその

受入れを許可する。

(受入報告)

才 5 条 学長は研究員の受入れを許可したときは別紙 2 により文部省大学学術局長に報告するものとする。

(受入時期)

才 6 条 研究員の受入れの時期は 4 月または 10 月とする。

(研究期間)

才 7 条 研究員の研究期間は、受入れの許可された年度内に限る。ただし前条の研究期間満了後、研究を継続する必要があるときは、民間会社等の長は理由を付して再び学長に願出するものとする。

才 8 条 学長は、前条ただし書による願出があったときは、1 年度に限り研究期間の更新を許可することができる。

(研究料)

才 9 条 才 4 条または前条の規定による許可があったときは民間会社等の長は、才 4 項に定める研究料をただちに納入しなければならない。

2 研究料を納入しないときは、受入れの許可を取消すことがある。

3 既納の研究料は、これを返還しない。

4 研究料は研究員 1 人につき年額 12 万円とする。

(指導方法)

才 10 条 大学は、研究員の希望する研究事項を考慮してその指導教官を定め、大学院で行う程度の研究の指導を行うものとする。

(証明書の交付)

才 11 条 研究員に対しては、希望により研究証明書を交付することができる。ただし単位の認定は行わない。

(受入許可の取消)

才 12 条 研究員として不相当と認められたときは、教授会の議を経て、学長がその受入を取消すことがある。

才 13 条 この規程の改廃は評議会が行う。

才 14 条 この規程に定められていない事項については、本学学則を準用する。

附 則

この規程は昭和 39 年度受託研究員から適用する。

(別表略)

○お茶の水女子大学大学院外国人学生規程の制定

お茶の水女子大学大学院外国人学生規程を次のように制定する。

お茶の水女子大学大学院
外国人学生規程

(昭和 39 年 12 月評議会決定)

才 1 条 お茶の水女子大学大学院規則才 30 条の規定によるお茶の水女子大学大学院外国人学生(以下「外国人学生」という。)の取扱についてはこの規程の定めるところによる。

才 2 条 外国人学生は、定員外とする。ただし特別の事情があるときは定員内とすることができる。

才 3 条 外国人学生として入学を志願することのできる者は、本学大学院規則才 15 条に該当する者とする。

才 4 条 外国人学生の入学を許可する時期は、原則として学年の始めとする。

才 5 条 外国人学生の入学志願者は、次の書類を提出しなければならない。

1. 入学願書
2. 履歴書
3. 最終出身校の成績証明書
4. 日本語の学力を示す証明書
5. 健康診断書
6. 指導教官もしくはこれに準ずる者 2 名による推薦書
7. 本国政府又は駐日外国公館の推薦書

才 6 条 外国人学生の入学考査は、一般

学生と同時に同一方法をもって行なうことを原則とする。ただし、特別の事情がある者については、特別の選考を行なうことができる。

才 7 条 日本国外に居住する外国人が入学を志願するときは、提出書類により書類選考を行ない、これに合格した者について前条による入学考査を行なう。

才 8 条 本学大学院に入学を許可されたものは、一般学生に準じ入学手続をとるものとする。

才 9 条 外国人学生は在学中一般学生と同じく本学大学院規則の適用を受けるものとする。

才 10 条 この規程の改廃は大学院委員会の議を経て評議会が行なう。

附 則

この規程は昭和 39 年 12 月 23 日から施行し、昭和 39 年度入学の外国人学生から適用する。

○お茶の水女子大学大学院(家政学研究科)聴講生規程の制定

お茶の水女子大学大学院(家政学研究科)聴講生規程を次のように制定する。

お茶の水女子大学大学院

(家政学研究科)聴講生規程

(昭和 40 年 3 月評議会決定)

才 1 条 本学大学院規則才 30 条の規定にもとづきこの規程を定める。

才 2 条 本学大学院(家政学研究科)の科目の聴講を希望するものがあるときはこの規程の定めるところにより大学院聴講生(以下「聴講生」という)として入学を許可することができる。

才 3 条 聴講生は聴講しようとする科目について大学院学生と同等以上の学力を有する女子とする。

才 4 条 聴講生を希望するものは先づ志望専攻および指導教官を定め指導教官の

承認を得て願書を提出するものとする。

才 5 条 聴講生を志願するものは次の書類に検定料 750 円を添え提出しなければならない。

1. 入学願書(別表)
2. 履歴書
3. 勤務先所属長又は在籍大学長の承認書
4. 健康診断書
5. 記録カード

才 6 条 聴講生の入学は研究科委員会において審査の学長が許可する。

才 7 条 入学を許可されたものは入学科 750 円および聴講料 1 単位につき 600 円を指定の期日までに納付しなければならない。

才 8 条 聴講生の在学期間は 6 か月又は 1 か年の 2 種類とする。

才 9 条 1 か年継続の講義、演習、実験、実習については原則として 6 か月履修による単位修得を認めない。

才 10 条 単位の修得は指導教官の指定する試験又は報告等により指導教官の評価に基づき研究科委員会の承認を経て決定する。

才 11 条 この規程に定められていない事項については本学学則および大学院規則を準用する。

才 12 条 この規程の改廃は評議会が行なう。

附 則

この規程は昭和 40 年聴講生から適用する。

(別表略)

○お茶の水女子大学授業料免除および徴収猶予取扱規程の一部改正

お茶の水女子大学授業料免除および徴収猶予取扱規程の一部を次のように改正する。

才 1 条中「、大学院規則、専攻科規程及

び幼稚園教員臨時養成課程規程」を削る。
才2条本文中「学部学生、大学院学生、
専攻科学生及び幼稚園教員臨時養成課程学
生」を「学部、大学院および専攻科の学生」
に改める。

才19条中「4月30日まで」および
「10月30日まで」をそれぞれ「授業料
納付期限まで」に改める。

附 則

この改正は昭和40年4月1日から施行
する。

○お茶の水女子大学幼稚園教員臨時養成課
程規程の一部改正

お茶の水女子大学幼稚園教員臨時養成課
程規程の一部を次のように改正する。

才22条および才23条を削除し、才24
条から才32条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この改正は昭和40年4月1日から施行
する。

大 事

○人事異動

◎昭和39年12月20日

文部教官(教授文教育学部)尾鍋 輝彦
学生部長に併任する

任期は昭和41年12月19日までとする

◎昭和39年12月31日

用務員(付属中学校)檜山 米子
辞職を承認する

◎昭和40年1月1日

文部教官(教授文教育学部)藤田 健治
お茶の水女子大学長に昇任させる

任期は昭和43年12月31日までとする
評議員に併任する

任期は昭和43年12月31日までとする

文部教官(学 長)久米 又三
辞職を承認する

文部教官(助手理学部)小平久美子
国立がんセンターに出向させる

◎昭和40年1月10日

文部教官(学 長)藤田 健治
教授文教育学部に併任する

任期は昭和40年3月31日までとする

◎昭和40年2月15日

文部教官(助手理学部)沢島 侑子
講師理学部に昇任させる

◎昭和40年3月1日

文部事務官(会計課総務係長)
村上不三男

会計課課長補佐に昇任させる
会計課総務係長事務取扱を命ずる

◎昭和40年3月16日

文部事務官(事務局長)町田 稲尾
施設課長事務代理を命ずる

○名誉教授

◎昭和40年1月1日

元学長兼教授 久米 又三
名誉教授の称号を授与する

○学科主任

◎昭和40年1月1日

学 長 藤田 健治
哲学科主任を免ずる

助教授 石塚富士子
哲学科主任を命ずる

◎昭和40年2月1日

助教授 石塚富士子
 哲学科主任を免ずる
 教授 勝部 真長
 哲学科主任を命ずる

○学内委員

◎昭和39年11月1日
 (文教育学部)教授 井本 農一
 (付属図書館)教授 鍋島 能弘
 健康管理者および安全管理者を命ずる

◎昭和39年12月16日
 教授 阿武喜美子
 同 柳田 為正
 同 辻村 泰男
 同 稲垣 長典
 大学院委員会委員を命ずる
 任期は昭和41年12月15日までとする

◎昭和39年12月20日
 (学生部)教授 尾鍋 輝彦
 健康管理者および安全管理者を命ずる

学 事

○藤田学長の就任式について

本年1月1日付で発令になった新学長藤田健治氏の就任式が1月20日(水)午後零時15分から本学講堂に於いて、教職員ならびに学生多数の参列のもとに開催された。

○第13回卒業式挙行

3月23日(火)午前10時半から、本学講堂に於いて、小田科学官(文部大臣代理)をはじめ多数の来賓、父兄臨席のもとに才13回卒業・修了式および才1回学位記授与式が挙行された。本年度卒業・修了者は324名でその内訳は次のとおりである。

文教育学部
 哲学科14名。史学科16名。地理学科14名。文学科54名。教育学科40名。計138名。
 理 学 部
 数学科23名。物理学科14名。化学科17名。生物学科17名。計71名。
 家政学部
 児童学科23名。食物学科22名。被服学科19名。計64名。
 文教育学専攻科 11名。
 幼稚園教員臨時養成課程 28名。
 大学院家政学研究科 12名。

○昭和39年度卒業者就職状況

(40. 3. 23)

区 分 学 部	卒 業 者 数	進 学 者 数	就 職 を し な い 者	就 職 希 望 者 数	就 職 内 定 者 数
文教育学部	138	17	11	110	110
理 学 部	71	15	3	53	53
家政学部	64	11	10	43	43
計	273	43	24	206	206

○昭和40年度入学志願者および合格者数
(40. 3. 17)

学部	学科	定員	志願者	合格者
文 教 育 学 部	哲学	10	53	12
	史学	15	94	17
	地理	12	50	14
	国文	25	137	29
	中文	5	20	6
	英文	15	139	26
	教育	20	129	26
	体育	15	30	18
	音楽	12	48	13
	計	129	700	161
理 学 部	数学	20	83	21
	物理	20	40	19
	化学	20	61	20
	生物	20	35	17
	計	80	219	77
家 政 学 部	児童	18	72	24
	食物	18	47	18
	被服	19	48	22
	計	55	167	64
合 計		264名	1,086名	302名

通 知

○昭和40年度ベルギー政府奨学金留学生の募集について

このたびベルギー政府では、昭和40年度政府奨学金留学生を4人募集する。

給費期間は、通常1年(本年10月から12ヶ月)。但し、研究計画を完了するために必要と認められた場合は全期間が36ヶ月を越えない範囲内で延長を認める。留学中は月額7,000ベルギーフラン(邦貨約5,040円)が支給、又書籍購入代、報告書、博士論文印刷費として年額2,000ベルギーフラン(邦貨約14,400円)ま

で支給。その他、授業料、入学金等免除、鉄道無料切符、健康保険の利用可、帰国旅費も支給される。

1. 専攻分野

物理学、数学、化学、生物学、動物学、植物学、地質学、工学、医学、獣医学、薬学、農学、社会科学、経済学、教育学、芸術(美術、音楽等)

2. 応募資格

ア、日本人で二重国籍を持たない者
イ、旧制又は新制の大学を卒業した者
ウ、フランス語又はオランダ語の堪能な者が優先される(但し、英語の堪能な者は、特例として、受入れ機関が受入れを承認した場合には考慮する)
エ、心身ともに健全な者

3. 応募手続

応募者は、出身又は在職、在学の大学を通じて、出願書類を、文部省調査局長(千代田区霞ヶ関3の4)あてに提出すること。

ア、願書受付期限 5月1日(土)

4. 選 考

ア、選考試験

日時 5月11日(火)

午前9時語学筆記試験

午後2時面接試験

場所 駐日ベルギー大使館(千代田区二番町5 都電・麴町4丁目)

イ、選考試験の後、候補者はベルギー政府に推薦され、最終決定は同政府が行なう。

○昭和40年度スウェーデン留学生の募集について

このたびスウェーデン政府は、昭和40年度政府奨学金留学生1人を募集する。

給費期間は8ヶ月(昭和40年10月から昭和41年5月まで)で、奨学金は月額700スウェーデンクロネ(邦貨約4,900円)である。また、授業料は免

除され、傷病保険料が支給される。(なお、ストックホルムにおいて勉学、研究をする場合には、生活費が高くつくので、若干の補助給費がある。)その他、往復の旅費の一部として、3,950スウェーデンクローネ(邦貨約276,500円)が支給される。ただし、その半額はスウェーデンに到着後、残りの半額は帰国の際支給されることになっている。

- 1. 専攻分野 人文, 社会, 自然の科学
- 2. 応募資格

ア、年令40才未満の者(大正14年5月7日以後出生の者)

イ、日本人で二重国籍を持たない者

ウ、旧制または新制大学を卒業した者

エ、スウェーデンの大学、研究所等で勉学、研究を行なうに足るじゅうぶんなスウェーデン語または英語、ドイツ語、フランス語の能力を有する者

オ、心身ともに健全な者

- 3. 出願手続

ア、志願者は、出身または在学、在職の大学を通じ、5月6日までに申請書を、文部省調査局長(千代田区霞ヶ関3の4)あてに提出すること。

イ、出願書類

(略)

- 4. 選考

選考は、語学試験、面接試験を5月13日(木)午後2時、駐日スウェーデン大使館(港区麻布市兵衛町1丁目15-都電・福吉町、虎の門または溜池下車、地下鉄・虎の門下車)で行ない、候補者を、Swedish Institute(スウェーデン政府の事業代行機関)に推薦する。最終決定は、同会が行なう。

○扶養手当の支給手続の一部改正について

人事院細則9-7-1オ3項の一部が次のとおり改められた。この改正により新た

に扶養親族の要件を具備するに至った者がある場合は、至急所定の手続をとられたい。

- 3. 各庁の長は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

一 (略)

二 その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額9萬1千円程度以上である者(昭和39年12月17日施行)

(注)改正前8萬1千円程度

三 (略)

日 誌 (抄)

- 1月 7日(木) 冬期休業終
- 8日(金) 附属学校始業式
- 13日(水) 評議会, 文教育学部, 家政学部教授会
- 18日(月) 附属学校運営委員会
- 19日(火) 開学90周年準備委員会
- 20日(水) 藤田学長就任式, 各学部教授会
- 21日(木) 教務入試委員会
- 22日(金) 食堂運営委員会
- 27日(水) 学生会館臨時運営委員会
- 28日(木) 図書館運営委員会
- 29日(金) 寮務委員会, 学寮協議会
- 2月 2日(火) 開学90周年準備委員会, 学生委員会
- 3日(水) 各学部教授会
- 8日(月) 会館規程に関する委員会
- 10日(水) 評議会, 一般教育委員会
- 11日(木) } 全国学生部長会議(於教育会館)
- 12日(金) }
- 12日(金) 予算委員会
- 16日(火) 開学90周年準備委員会, 文部省給与実地監査, 学生委員会

- 2月17日(水) 各学部教授会
 19日(金) 寮務委員会, 学寮協議会
 22日(月) 附属学校運営委員会
 23日(火) 会館規程に関する委員会,
 食堂運営委員会
 24日(水) 評議会
 26日(金) 各学部教授会, 卒業生判定
 会議, 大学院委員会, 食堂
 運営委員会
 27日(土) 寮務委員会
 3月2日(火) 臨時評議会, 会館規程に関
 する委員会
 3日(水) 寮務委員会, 学寮協議会
 3日(水) } 大学入学試験
 5日(金) }
 9日(火) 学生会館臨時運営委員会
 10日(水) 評議会, 食堂運営委員会,
 文部省共済組合全国事務担
 当者会議
 15日(月) 附属中学校卒業式,
 開学90周年準備委員会
 16日(火) 各学部教授会
 17日(水) 大学合格者発表, 附属学校
 運営委員会, 予算委員会
 18日(木) 臨時評議会, 学生協議会
 20日(土) 附属高等学校, 幼稚園卒業
 式
 23日(火) 大学卒業式
 24日(水) 附属小学校卒業式
 附属高, 中, 小終業式

雑 報

○外国出張

文教育学部教授 渡辺 光

学術研究並びに才11回太平洋学術会議
 打合せのため, 昨年12月28日米国, カ
 ナダおよびメキシコへ出張した。

期間は4月20日まで。

家政学部教授 辻村 泰男

沖縄精神薄弱児育成会に対し施設運営の
 指導のため, 3月5日沖縄へ出張, 3月
 19日帰朝した。

○帰 朝

文教育学部教授 勝部 真長

昭和38年度文部省在外研究員(長期・
 甲種)として, 倫理学ならびに道德教育の
 研究のため, 昭和38年10月20日から
 西独および英国に出張中のところ, 本年1
 月19日帰朝した。

○職員住所

〔住所変更〕

(142)

〔住居表示変更〕

○職員の話架設

○改 姓

島村理美子(家政学部助手)旧姓難波
昭和40年4月3日改姓

○学内電話機から外線への通話について

学内電話機から外線への発信は発信専用
回線により中継台に表示されずに外線へ接
続されますから、下記時刻後は通話中であ
っても使用できなくなりますので御注意く
ださい。

記

平 日(月曜日～金曜日) 17時30分
土曜日 13時30分

計 報

会計課長補佐野村正実氏には去る1
月23日、脳出血のため逝去されまし
た。

享年61才。ここに謹んで哀悼の意
を表します。